

福島県多世代同居・近居推進事業 補助金交付事務取扱要領

(趣旨)

第1条 補助事業者は、福島県多世代同居・近居推進事業を実施するため、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの取扱要領の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(目的)

第2条 福島県内で新たに多世代による同居又は近居（以下「多世代同居・近居」という。）するために住宅取得等を行う者に対して補助金を交付することにより、良質な住宅ストックや良好な住環境の形成とともに、子育て環境や高齢者見守りの充実、定住の促進、女性の就労支援、中古住宅市場の活性化を図り、人口減少対策と地方創生の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 多世代

祖父母（どちらか一方を含む。曾祖父母も含む）、父母（どちらか一方を含む）及び子ども（1人以上）の三世代以上のこと。

(2) 同居

父母及び子（以下「親子」という。）又は子の祖父母が住所変更（住民票及び届出避難場所証明書に記載されている住所の変更をいう。以下同じ。）を行い、親子と子の祖父母とが同一の住宅に居住すること。

(3) 近居

親子又は子の祖父母が住所変更を行い、親子と子の祖父母が居住するそれぞれの住宅の敷地の最短直線距離がおおむね2キロメートル以内にあること。

(4) 中古住宅

人の居住の用に供したことがある住宅又は建設工事の完了の日から起算して1年を経過した住宅のこと。

(5) 増改築

既存住宅の延べ面積を増やす工事又は既存部分を除却し同程度の面積の住宅部分を築造すること。

(6) 改修

多世代同居・近居に必要と認められる工事で、間取変更、浴室・洗面所・便所・台所等の改修及び設置、バリアフリー（手摺り設置、段差の解消、廊下幅の拡幅等）、断熱化、壁・床等の内装改修、浄化槽入替（人槽増に限る）、物置設置、その他知事が必要と認める工事。ただし、外装（屋根・外壁等）

工事、門・塀・柵、カーポート、外構等の屋外工事、下水道切替工事、その他知事が適当でないとするものを除く。

(7) 住宅取得等

次に掲げるものをいう。

ア 多世代同居・近居を行うための住宅取得（新築住宅（戸建・集合）又は中古住宅（戸建・集合）の取得）

イ 所有する住宅の多世代同居・近居に必要な増改築又は改修

(8) 子ども

補助事業者が別に定める募集の終期までに18歳未満（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。なお、妊娠中の子どもは含めないものとする。）で就労していない者をいう。

(9) 県外移住世帯

県外から県内に移住し、かつ、住民票を異動する世帯のこと。

(10) 補助事業者

県からの補助を受け、福島県多世代同居・近居推進事業に係る事務を行う者をいう。

(補助対象者)

第4条 この補助金の対象者は、次の各号に該当する者（以下「補助対象者」という。）とする。

- (1) 福島県内で新たに多世代同居・近居するため、住宅取得等を行う者であること。
- (2) 事業完了日（多世代同居・近居を開始する日をいう。以下同じ。）の属する年度の翌年度から起算して3年間以上、多世代同居・近居を継続すること（就学、結婚による転出等やむを得ない場合を除く。）。
- (3) 多世代同居・近居を始める全ての者が、県税を滞納していないこと。
- (4) 本事業とともに、国・地方公共団体が実施する公共工事に伴う移転補償等の補てんを受けていないこと。
- (5) 多世代同居・近居を始める者のいずれかが、住宅取得等の対象となる住宅の所有者であること。
- (6) 多世代同居・近居を、原則として、補助金の交付を受けようとする年度の末日までに開始すること。
- (7) 多世代同居・近居に伴い補助対象住宅へ転居することとなる者は、原則として、補助金交付申請日から前6ヶ月間、転居前の住民基本台帳に記録されていること。
- (8) 福島県暴力団排除条例（平成23年福島県条例第51号）に規定する暴力団員等又は社会的非難関係者に該当する者ではないこと。

(補助の対象)

第5条 補助の対象となる住宅は、次の各号に該当するものとする。なお、住宅

の床面積が全体の2分の1以上の併用住宅も対象とする。

- (1) 建築基準法等の関係法令に適合すること。
- (2) 新築住宅（戸建）及び中古住宅（戸建）の延べ面積は、「一般型誘導居住面積水準」を満たすこと。
- (3) 新築住宅（集合）及び中古住宅（集合）の延べ面積は、「都市居住型誘導居住面積水準」（75㎡超の場合は75㎡）を満たすこと。
- (4) 増改築・改修する住宅の施工後の延べ面積は、「最低居住面積水準」を満たすこと。
- (5) 昭和56年以前の旧耐震基準で建築された木造住宅にあつては、「福島県木造住宅等耐震化支援事業」等による耐震診断を事業完了日までに実施していること。

（補助対象経費）

第6条 補助の対象となる経費は、補助対象者が行う住宅取得等に係る経費とし、次の経費を除いたものとする。

- (1) 土地取得費
- (2) 増改築又は改修における補助対象以外の経費
- (3) 併用住宅における住宅部分以外に係る経費

（補助金の額）

第7条 補助事業者が交付する補助金は、補助対象者が多世代同居・近居を行う場合に交付するものとし、その額は、住宅取得等に係る経費の1/2又は次の(1)及び(2)の合計のいずれか低い額とする。なお、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

- (1) 補助基本額
1申請当たり30万円とする。
- (2) 県外移住世帯加算額
1申請当たり10万円とする。

（補助金の交付申請）

第8条 規則第4条第1項の規定による補助金の交付申請は、第1号様式（補助金交付申請書）により、事業完了日（予定）の属する年度の募集に対して、住宅取得等の契約における引渡し前に行うものとする。

（補助金の交付決定）

第9条 補助事業者は、補助金の交付を決定したときは、規則第7条第1項の規定に基づき、第3号様式により、その内容等を補助対象者に通知するものとする。

（事業内容の変更等）

第10条 規則第6条第1項第1号の規定に基づき事業内容及び経費の配分を変更しようとする場合は、第4号様式（補助金変更交付申請書）を補助事業者に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、変更内容が軽微であり、次のいずれかに該当する場合は不要とする。

（1）事業完了予定日の6ヶ月未満の延長（交付申請を行う日の属する年度内に限る）。

3 規則第6条第1項第2号の規定により、事業を中止又は廃止しようとする場合は、第5号様式（事業中止（廃止）承認申請書）を補助事業者に提出し、承認を受けなければならない。

（交付申請の取り下げ）

第11条 規則第8条第1項に規定する補助金の交付申請を取り下げることができる期日は、交付決定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日とし、その旨を記載した書面を補助事業者に提出しなければならない。

（完了実績の報告）

第12条 補助対象者は、原則として、事業完了日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、規則第13条第1項に規定する実績報告を行わなければならない。

2 前項の報告は、第6号様式（完了実績報告書）によるものとし、必要な書類を添付するものとする。

（補助金の額の確定）

第13条 補助事業者は、前条の完了実績報告書を受理した場合は、規則第14条の規定により、その内容の審査及び現地調査等を実施し、補助事業の成果が補助金交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象者に第7号様式（補助金額確定通知書）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第14条 補助事業者は、前条の規定により交付すべき額を確定した後に、補助金を支払うものとする。

2 補助対象者が前項の支払いを受けようとするときは、第8号様式（補助金請求書）によるものとする。

（交付決定の取り消し等）

第15条 補助事業者は、補助対象者が次のいずれかに該当するときは、知事がやむを得ないと認める場合を除き、補助金交付決定の全部又は一部を取り消

し、また、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
 - (2) 事業完了日の属する年度の翌年度から起算して3年以内に、補助対象住宅における多世代同居・近居を解消する等、この要領に定める要件を満たさなくなったとき。
 - (3) 規則又は関係法令に違反する行為があったとき。
- 2 補助事業者は、前項の取り消しの決定を行った場合には、第9号様式（交付決定取消通知書）により、その旨を補助対象者に通知するものとする。
 - 3 補助事業者は、第1項に基づく取り消しを行った場合には、規則第17条の規定に基づき、返還の猶予期間や必要な加算金等を定めるものとする。

（財産の処分の制限）

第16条 本事業により住宅取得等を行った住宅が、規則第18条の規定に基づき財産処分の制限を受ける期間は、10年とする。

（会計帳簿等の整備等）

第17条 補助対象者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、事業完了日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

（現地調査等の協力義務）

第18条 補助対象者は、補助事業者が規則第11条に規定する、補助事業の遂行状況に係る報告及び調査を行おうとする場合は、遅滞なくこれに協力しなければならない。

（報告及び調査）

- 第19条** 補助対象者は、第10条第2項、第15条第1項に該当するときは、すみやかに補助事業者に報告しなければならない。
- 2 補助事業者は、必要があると認めるときは、補助対象者に対して報告を求め、又は調査を行うことができる。

（書類の提出）

第20条 この要領により補助事業者に提出する書類は、1部とする。

（その他）

- 第21条** 補助金の交付等に関しては、この要領によるほか、次に定めるところにより行うこととし、その他事業の実施について必要な事項は、別に定める。
- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）

(2) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)

【参考】

1 誘導居住面積水準

誘導居住面積水準は、世帯人数に応じて、豊かな住生活の実現の前提として多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる住宅の面積に関する水準であり、都市の郊外及び都市部以外の一般地域における戸建住宅居住を想定した一般型誘導居住面積水準と、都市の中心及びその周辺における共同住宅居住を想定した都市居住型誘導居住面積水準からなる。

その面積(住戸専用面積・壁芯)は、住生活基本計画(全国計画)で示される住宅性能水準の基本的機能を満たすことを前提に、以下のとおりとする。

(1) 一般型誘導居住面積水準

- ① 単身者 55 m^2
- ② 2人以上の世帯 $25\text{ m}^2 \times \text{世帯人数} + 25\text{ m}^2$

(2) 都市居住型誘導居住面積水準

- ① 単身者 40 m^2
- ② 2人以上の世帯 $20\text{ m}^2 \times \text{世帯人数} + 15\text{ m}^2$

注1 上記の式における世帯人数は、3歳未満の者は0.25人、3歳以上6歳未満の者は0.5人、6歳以上10歳未満の者は0.75人として算定する。ただし、これらにより算定された世帯人員が2人に満たない場合は2人とする。

注2 世帯人数(注1の適用がある場合には適用後の世帯人数)が4人を超える場合は、上記の面積から5%を控除する。

2 最低居住面積水準

最低居住面積水準は、世帯人数に応じて、健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住宅の面積に関する水準である。

その面積(住戸専用面積・壁芯)は、資料1の住宅性能水準の基本的機能を満たすことを前提に、以下のとおりとする。

- (1) 単身者 25 m^2
- (2) 2人以上の世帯 $10\text{ m}^2 \times \text{世帯人数} + 10\text{ m}^2$

注1 上記の式における世帯人数は、3歳未満の者は0.25人、3歳以上6歳未満の者は0.5人、6歳以上10歳未満の者は0.75人として算定する。

ただし、これらにより算定された世帯人員が2人に満たない場合は2人とする。

注2 世帯人数(注1の適用がある場合には適用後の世帯人数)が4人を超える場合は、上記の面積から5%を控除する。

附 則

1 この要領は、平成31年4月11日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和2年5月20日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和3年5月19日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。